

平成26年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成26年6月10日(火)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時18分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	谷本 三宝信	出席	12番	吉原 賢郎	出席
	2番	松川 徹	出席	13番	岩田 有司	出席
	3番	作野 英明	出席	14番	庄倉 三保子	出席
	4番	渡邊 義明	出席	15番	種 正明	出席
	5番	秦野 俊美	出席	16番	橋谷 邦光	出席
	6番	市川 春樹	出席	17番	幅田 智	出席
	7番	井田 憲美	出席	18番	野口 晴正	出席
	8番	岡田 康文	出席	19番	安達 洋昌	出席
	9番	新井 健次郎	出席	20番	唯 仁司	出席
	10番	野口 康夫	出席	21番	恩田 一秀	出席
11番	白川 透	出席				
議事録署名委員	14番	庄倉 三保子		15番	種 正明	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 田村 誠 事務員 田辺 操枝 地籍調査室主幹 岩田 政幸					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法施行規則第5条の規定による、2アール未満の農業用施設用地の認定について
第3号	地籍調査に伴う地目の照会について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農業委員会委員選挙日程について
その他	(1) 平成26年度第4回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成26年度第3回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会の出欠は、委員数21名中21名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長、ご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	皆様、ご多忙の中ご出席頂きましてありがとうございます。 ～途中省略～ 会長の挨拶に代えさせていただきます。

	局 長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員： 14番 庄倉 三保子 15番 種 正明 書記： 田辺 操枝
4. 議 事 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	議事に入ります。 『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について農地法施行令第1条の15の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可については、農地法第5条第3項の規定により鳥取県農業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を行います。 詳細につきましては、局長補佐より説明をいたします。
	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明（議案書1号）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地積： 合計：畑 m ² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要；駐車場 備考：この農地は農振農用地除外地です。その他農地として農地区分は第2種に該当します。代替地も無く、雑種地として駐車場を設置するための申請である。 (補足説明) 現地調査資料は1から5ページになります。1ページに位置図、2ページに公図、3ページに中間図、4ページに計画図、5ページに舗装の構造図等を載せています。 売買価格は、1m ² あたり です。
	議 長	議案第1号につきましては現地調査を行って頂いていますので、野口 康夫委員より報告をお願いします。
	野口康夫委員	10番 野口です。本日、午前9時より恩田会長、唯職務代理、吉原委員、幅田委員、頼田局長、田村局長補佐、私の7名で現地調査を行いました。 ここは、もともと柿の木が植えてありました。以前より交渉されていたようですが、譲り渡し人の親御さんが柿の木が植わっているのを売らないということだったのが、代が代わり売っても良いことになったと聞いています。現地は別段問題はないと把握しました。
議 長	議案第1号につきまして質疑を受けます。	

		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第2号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について	議 長	『議案第2号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第2号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について 下記申請について、農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地であることの認定を求めます。 詳細につきましては、田村局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明(議案書2号)】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地積： m ² のうち m ² 合計：田 1筆 m ² 申請人： 用途：農業用施設用地 転用目的及び施設の概要；農機具倉庫 所要面積 m ² 施設面積 m ² (補足説明) 現地調査資料は6から9ページになります。6ページに位置図、7ページに公図、8ページに中間図として所要面積と施設の面積の配置図、9ページは建物の縦・横寸法で実測された面積の資料を付けております。
	議 長	議案第2号につきましても現地調査を行っていただいておりますので、野口委員より報告をお願いします。
	野口康夫 委員	10番 野口です。先程と同じメンバーで現地調査を行いました。内容は局長補佐が説明された通りです。建物の実測を行いました。資料に書いてあります の寸法で間違いのないことを確認しましたので報告します。以上です。
	議 長	議案第2号につきましても質疑を受けます。
	種 委員	15番 種です。農業用施設ということですが、 さんの農業経営面積はいくらですか。
	局長補佐	資料をとってまいりますので、少し時間をいただいても良いでしょうか。
	議 長	はい
	議 長	他にございませんか。
	作野委員	この農機具倉庫は既に設置されていたということですが、何年くら

		いに設置されたのですか。
議 長		現地を確認されています地元農業委員さんからお願いします。
吉原委員		12番 吉原です。ちょうど のへりです。 頃からだったと思います。 トラクターなどが しまっていたと記憶していますので、40年くらい前だと思います。以上です。
		(局長補佐入室)
作野委員		定かではないということですが、本人さんは貰ったのはいつ頃だと 記憶はございませんか。
吉原委員		ずいぶん昔から材料置き場として使っ ておられたそうです。昔だからという話をされていました。
作野委員		分かりました。
局長補佐		先ほどの種委員からの質問ですが、第1回総会の資料のとおり、当 時は m ² もっておられまして、3条申請によって所有権移転 が行われましたので、現在は m ² になります。
種 委員		分かりました。
議 長		他にございませんか。
		(質問・意見なし)。
議 長		ご異議ございませんか。
一 同		異議なし。
議 長		異議なしと認め『議案第2号 農地法施行規則第5条の規定による 2アール未満の農業用施設用地の認定について』は議決承認されまし た。
議案第3号 地籍調査に伴 う地目の紹介 について		(地籍調査室 岩田主幹入室)
議 長		『議案第3号 地籍調査に伴う地目の紹介について』を上程しま す。提案者より説明を求めます。地籍調査室から岩田主幹に来ていた だいでいますので説明をお願いします。
岩田主幹		地籍調査に関わる地目の変更としまして、農地から農地外への変更 が243筆と、農地外から農地への変更3筆の承認をお願いしたいと 思います。本日、抜粋した場所を現地確認していただきました。場所 は八金の久蔵を中心とするエリアです。八金の4年目の調査になりま す。過去にもありましたように、八金の3ヶ年は非常に農地から農地 外へ変更したものが多かったと記憶されていると思いますが、同じく そのようなエリアです。
議 長		抜粋して見たところは現地調査資料の10ページです。
岩田主幹		農地から農地外のを8筆見ていただきました。状況としまして は、この一覧表に出ています変更後の地目で間違いないと委員さん にも見ていただいたと感じています。 それから、一番下にありますNo.1の宅地から畑へ m ² 、農地外 から農地への案件ですが、農業用倉庫と苗物が収めてあるビニールハウ

	<p>スと果樹が数本、それらが点在して配置されている状況です。一目で見て、これが畑なのかというご質問を受けました。農業用倉庫と農業に関わる物ですので、地籍調査の地目上農業用施設という地目がありませんので、地目として田ではないので畑と確認したことを説明しました。そうゆうことならそうだとおっしゃっていただきましたが、所有者の方はご高齢ですので、登記までにあと2年あります。私も注意して登記までにもう一度現地を見させてもらって、これ以上荒れるようであれば農地外での登記もありえるかもしれないということで帰ってきました。今の段階では、畑として農業用用地として確認しても良いとしていただいたと思っています。</p> <p>今回の現地確認では、この調書とおりの確認であったと考えています。その他200数筆ありますが、一筆ごとの説明は省略させていただいて、ご質問がありましたらそれに関して回答させていただくということをお願いします。</p>
議長	<p>地籍調査室より説明がございました。我々は抜粋した所について現地調査を行いました。このことにつきまして質疑を受けます。</p> <p>地元の幅田委員さんより何か追加することがありませんか。</p>
幅田委員	<p>17番 幅田です。私も、かなり地籍調査に立ち合いまして、色々と感じることがありました。山地帯でありますので、数多くの田、畑が山林化しています。高齢化とともに荒れ果てて耕地面積も段々少なくなってきたと感じています。時代の流れで仕方のないことだと思います。また、公共用用地がたくさんありまして、道路敷等が非常に多い、地目変換がなされていない。そのような感想を持っています。</p>
安達委員	<p>19番 安達です。議案書27ページの223番と224番、地番が で m²ですが、地籍調査後の登記表示で と に分かれています。残りの面積は地籍簿でどのようになっているのかお尋ねします。</p>
局長補佐	<p>地籍簿で見ますと、 からの分筆ということで地目が田で m²であったのが、 で畑として m²、 で m²、 で m²と、地籍の更正がかかった中で3筆に分かれたようになっています。</p>
安達委員	<p>それでは、田から畑に変わっていれば地目変更調書の中に当然、載っていないとは思わないのではと思うのですが、載せてありませんが何故でしょうか。</p>
局長補佐	<p>農地から農地外ということについてこの書類を出してもらっていますので、農地から農地は従来から載せていません。</p>
安達委員	<p>の面積はいくらですか。</p>
局長補佐	<p>地籍更正がかかりまして m²です。</p>
安達委員	<p>分かりました。</p>
局長補佐	<p>これは、地籍で更正をかけて、きちんとした測量の下で面積が算出されますので元々の m²にはなりません。</p>

	議 長	他にございませんか。 (質問、意見等なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしものとして『議案第3号 地籍調査に伴う地目の紹介について』農地から農地外243筆と農地外から農地3筆につきまして承認されました。
		(地籍調査室 岩田主幹退室)
議案第4号 農用地利用集積計画の決定 について	議 長	『議案第4号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。 農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添各筆明細書の通りです
	局長補佐	平成26年 第6号 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書34~35頁)】 [新 規] 整理番号 198番~199番 設定を受ける者: 2名 設定をする者 : 2名 設定をする土地: 2筆 計 3,153㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議 長	質疑に入ります。 (質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決、決定しました。
	5, 報告事項 (1) 農業委員会委員選挙日程について	議 長
	局長補佐	6月2日に選挙管理委員会が開催されました。農業委員会委員の選挙日程について決定しましたので報告いたします。6月14日(土)に立候補予定者の説明会が法勝寺庁舎大会議室で10時から行われます。6月28日(土)に立候補届出書類事前審査が法勝寺庁舎大会

		議室で9時から12時の間で行われます。7月1日(火)が告示日となっています。立候補届の受付で8時30分から夕方5時までです。法勝寺庁舎大会議室です。以降、立候補者多数の場合は7月6日に投票日が予定されています。朝7時から夕方6時まで、町内9投票所で行われます。7月2日から5日までが期日前投票で、プラザ西伯で8時30分から夜8時まで行われます。以上が農業委員会委員の選挙日程の報告です。もう1点、今のところの予定ですが、選挙になった場合、7月7日(月)に当選証書の授与式が法勝寺庁舎大会議室で予定されていますが時間等は未定です。
	議 長	このことにつきまして、聞いてみたいということはありませんか。
		(質問・意見なし)
	議 長	このような日程であることを認識ください。
第4回農業委員会総会の日程について	議 長	平成26年度第4回南部町農業委員会総会の日程について 平成26年 7月 11日(金)
6.その他	議 長	その他で監事さんからありますか。
	作野監事	議案書と一緒に送付しておりますが、本日、代満会を計画しています。それから、7月11日が最後の総会となりますので、けじめとしてお別れ会を計画しております。詳細は議案書と一緒に送らせていただきます。
	議 長	監事さんよりお別れ会についてお話がありましたが、反対の方はおられますか。
		(異議を唱える者なし)
	議 長	反対の方はおられないので、お別れ会を行いたいと思います。
	市川監事	お願いしたいことが2点あります。現在3口座あります。監査を例年行なっていますので監査会を行いたいと思いますが、積立口座よりほど監査会へ抛出していただいても良いか、議長、賛否をとっていただけませんか。
	議 長	長年やっていただいたということで、 抛出をして労をねぎらうことにご異議ありませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なし
	市川監事	ありがとうございます。監査の方が2名おられまして、野口 晴正さんと庄倉さんです。通帳と領収書、レシート等と合わせて監査をしていただきます。監査会は両名の方と監事、職務代理、会長の6名で予定をしています。 それから、清算の方法ですが、計算上ややこしいというわけではありませんが、100円単位までお返しをして99円未満は切り捨てとし、残金は次の農業委員会にお渡しするということもご了承していただきたいと思います。1人当たり 円くらいお返しできるのではないかと思います。

	議 長	監事さんより100円単位でということですがご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、全会一致で100円単位での清算をお願いします。
	市川監事	次回の総会には印鑑をご持参ください。
	議 長	その間に慶弔があった場合はどうされますか。
	市川監事	清算をしますので口座にはお金がありませんから、通常の皆さんのお付き合いで行なっていただけないでしょうか。
	議 長	万が一そのようなことがありましたら、事務局から連絡はしますので個々で対応をお願いします。
7, 閉 会	議 長	これにて平成26年度第3回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		